

No.54 2014年1月29日

東京都社会福祉協議会
母子福祉部会

母子福祉部会部会長 大町 千恵子

日頃より、母子生活支援施設事業及び母子福祉にご尽力いただきありがとうございます。

東京都社会福祉協議会母子福祉部会では、施設機能の充実と地域福祉増進及び利用者へのサービス向上のために、都内36か所母子生活支援施設の施設長と従事者が協力して、実践・研究にあたっています。平成25年度は、「施設機能を強化し、母子生活支援施設としての社会的養護を考える」というテーマを掲げて活動してきました。

国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会のとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」は、平成23年度の児童福祉法改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正を経て、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会の義務化から具体化が始まりました。社会的養護関係施設の施設運営指針が策定され、24年度には第三者評価受審の義務化もされました。24年度、25年度と段階的に、職員配置の充実により支援の向上の取り組みも始まりました。25年8月には、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会から、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」中間まとめが出されました。

東京においては、平成23年度から都内母子生活支援施設のあり方検討会での議論と並行して、母子生活支援施設の積極的な活用と広域利用の確保を検討してきました。ぼしナビ・システムの開発を行い、24年度から段階的に動き始めたところですが、東京23区26市のご理解を得て、活用されていくのは、これからのが課題といえます。従来はDV被害者の支援を考慮し、安心安全な暮らしを保障するための選択肢と考えてきましたが、災害時の支援策としても広域利用の確保は有効な手段になりえるだろうと考えています。

母子福祉部会では、母子生活支援施設の役割と利用者ニーズ、支援の充実と施設機能に着目し続けてきました。引き続き、関係機関や関係団体のご協力を得ながら、母子福祉の向上を目指していきます。

目 次

- 2 ページ 就任にあたって
- 3 ページ 坂本信子元母子福祉部会長 インタビュー
- 4 ページ 施設紹介（あゆみ苑・サンライズ武蔵野）
- 6 ページ 「アフターケアに関するアンケート」調査結果について
- 7 ページ 「アフターケアに関するアンケート調査」事例・エピソード集
- 8 ページ 編集後記

就任にあたって

東京都福祉保健局 少子社会対策部育成支援課

ひとり親福祉係長 砂田 浩子

平成 25 年 4 月 1 日に、少子社会対策部育成支援課児童施設係長から、ひとり親福祉係長に着任しました砂田浩子です。平成 23 年度に保健政策部から少子社会対策部に異動しまして、「社会的養護」という分野を知り、手探り状態の中であつて、2 年が過ぎ、今度はひとり親家庭への支援に携わることになりました。

ひとり親家庭への支援は、生活そのものを支えることであり、多岐に渡っていますが、ひとり親家庭が抱える様々な課題を知るほど、ひとつひとつの支援の重要性を再認識しています。

そのような中で、より困難で支援の必要性が高い母子にとって、支援策のひとつである母子生活支援施設は欠かせないものであると思っています。

母子生活支援施設の状況は、各施設ごとにみれば差があるものの、全体としては入所率が低く、廃止する施設もあります。児童施設係では、常に「施設に子どもを入所させたいのに、定員一杯で入れない」という声にさらされていましたことを振り返ると、同じ児童福祉施設でもかなり異なる仕組みの中にあるということを実感しました。その理由は様々あり、そもそも施設での生活が母子家庭のニーズに合わなくなっているということもあるようですが、入所決定を行う区市の考え方へ影響されているということも要因の一つではないかと思います。

そのため、区市とともに、母子生活支援施設のあり方を考えいくことが必要であることは言うまでもありませんが、積極的活用を促し入所率を高めていくためには、施設の支援力をさらに向上させ、母子家庭を確実に自立させていく実績を示していくことも大切ではないかと思っています。

平成 24 年度の東京の母子生活支援施設実態調査の結果を見ると、本当に様々な支援が行われており、これだけの支援を行う施設に、何故希望者が集まらないのか、不思議に思うほどですが、その一方では、何らかの精神的課題を持つ母は全体の約 3 割、DV 被害を受けた母子は約 4 割、子どもが虐待を受けた経験のある世帯も全体の約 3 割など、自立に向けた支援が困難であるという状況も見られます。

厚生労働省では、そのような状況を改善するため、個別に特別な支援を行う場合は個別対応

職員の配置を義務付けました。多くの施設で配置されていますが、早い時期に全ての施設で配置され、組織として効果的に活用することで、支援の充実を図ることが望されます。

また、平成 25 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。相対的貧困の状態にある子どものいる世帯のうち、50% がひとり親世帯であるという厚生労働省の調査結果もあり、ひとり親家庭の子どもの貧困の解消が求められます。

子どもへの直接的な支援として、東京都でも平成 25 年度から、ひとり親家庭に育つ子どもの学習支援事業を実施しています。母子生活支援施設でも、区市と連携し、施設で学習支援事業を実施しているところがあります。全施設で、子どもの学習に対する支援が行われていると思いますが、地域の資源などを活用し子どもの適性や進路にあった適切な学習支援を継続的に行うことも重要です。

子どもたちに、勉強してわかるようになる喜びや楽しさを経験させ、母親にもそれを理解してもらうことで、子どもが意欲を持ち、ひいては自立へつながっていくことが、貧困の連鎖の解消にもなり、また、児童福祉施設として必要な取組みでもあると思っています。

さらに、虐待件数が伸びている中、母子分離をしないための支援、家庭復帰を見据えた母子再統合に向けた支援の場としての活用を増やしていくことも必要です。子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、そのようなケースを通じて実績を積み重ねていくことができると、支援の幅も広がっていくのではないかと期待しています。

着任してから、仕事、子育て、生活の全てを母または父ひとりで担うことの重さや厳しさを改めて感じています。そして、そのような母子家庭に、日々寄り添い、支援を行っている母子生活支援施設の皆様のご尽力には頭が下がる思いです。

ひとり親家庭が自立していく過程の中で、母子生活支援施設がうまくマッチして、子どもとともに安心して暮らすための支援策として、ますます活用されるよう、東京都も様々な努力をしていきたいと思っています。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

坂本信子 元母子福祉部会長 インタビュー

母子福祉部会・制度施策委員会では、平成3年から4年間、母子福祉部会長として活躍された坂本信子氏に「母子寮」の草創期の苦労話等、貴重なお話を大澤正男相談役のインターで伺いました。坂本氏にとって思い出の深い「網代ホームきずな」で行いました。



網代母子寮に就労しました

昭和23年1月に多摩同胞会理事長中城イマ（初代の施設長）から、これから日本は社会事業が一番大切な仕事と勧められ就労しました。

戦後の混乱した社会の中で、上野駅地下道の周辺には引揚者や戦災で住居を失った方々が沢山あふれています。その中で母と子の世帯を「一斉収容保護」（当時「刈り込み」と呼称）の目的で、母子寮の職員が早朝4時から一斉にトラックに乗せて強制的に収容しました。保護された母と子は、静かな美しい自然の中にある母子寮で生活することで安心しました。今までの地下道の浮浪生活から、お風呂に入り、布団に寝て、食事も三回温かいものができる嬉しそうでした。特に学童がいるお母さんから「明日から通学できることが一番の喜びです」との声が聞けることは職員にとっても大きな喜びでした。

当時は職員の基準もなく、施設長、事務員、指導員、調理員などの少ない職員で運営していました。私は指導員でしたが、調理室のお掃除や調理員の仕事を手伝うこともありました。保育の仕事もありましたので、東京都の第1回保育士試験を受け、保育士資格を取得することができました。就労した年の4月からは、施設長の勧めもあり、社会事業大学の研究科に入学して、施設に住み込みで働きながら、一年間、勉強しました。社会福祉全般を学んだことは長く仕事をしていく上で大変役立ったと思っています。

仕事のよろこびは

家庭、家族福祉の拠点を目指して第二次大戦から五十年に渡り、「母と子のきずな」を一番大切に、そして入所者の持つさまざまな重荷を分け合いながら実践を続けてきました。法人が経営する母子生活支援施設は、「網代ホームきずな」と「白鳥寮」と付設「子ども家庭支援センターしらとり」です。二施設の施設長をしましたが、入所者の持つ課題は、「暴力からの逃避」など重たい課題を抱え、緊急保護の必要な世帯です。心も体も疲れ「いやし」の場を求めて入所してきました。私は安心して生活できる家庭環境作りから経済的・精神的自立支援に移行し発展させ、さらに総合的自立退所に向けて実践を続けてきました。

自立とは経済的自立だけでなく、母と子が心ともに癒され、子ども一人ひとりが家族の一員として、尊ばれ、慈しみ、親子がお互いに支え合う、健やかな関係を自ら育んでいくことが家族の自立ではないかと考えています。25年前に退寮したお母さんから去年、年賀状を頂きました。「〇才の子どもを抱えて入所し、3年間サービスを受け、都営住宅に出てから25年、今は子離れの時ですが幸せです」また「娘が成長し、幸せな結婚をしました」と書かれていました。施設を退所し、子どもが成長し、幸せな家庭生活の年賀状をうれしく読みました。

母子福祉部会の思い出

部会活動では、様々な関係機関の協力を頂き、事例検討会を実施し、母子寮における家族支援の実践報告書（「母子寮の子育て家族支援活動についての研究報告」「ほほえみの輪をひろげて」）を発刊することが出来たこと等、心に残っています。

また、阪神淡路大震災の時には、施設長をはじめ多くの部会員の善意を募り、その義援金を持って、私、大澤相談役、近藤施設長と長時間かけて神戸市の部会長に直接届けに伺ったことが思い出として残っています。その義援金は、必要な物資（乳児のミルク等）を調達するために使わせて頂き、大変助かったとの報告をもらいました。母子福祉部会として、すばやく行動した部会員に感謝しています。全国母子生活支援施設協議会での活動も、東京の部会の皆様に積極的に協力していただいたことに大変感謝しています。

この仕事で大事なのは

地域の中で必要なことは、施設として積極的に取り組んでいく姿勢が大切だと思います。そして、利用者一人ひとりに優しさを持って接することです。特に日々の中で、子どもやお母さんにあらゆる機会に声をかけ、笑顔で話すことが大切ではないでしょうか。

施設紹介

今回は、改築工事を終えたあゆみ苑とサンライズ武蔵野を見学させていただきました。
あゆみ苑は、改築にあたり、住みやすさの実現のみならず、地域事情を反映し保育園を併設。高いコスト意識を元に、敷地の有効活用や太陽光発電パネルの設置、オール電化によるランニングコストの軽減を実現し、新たにスタートしました。

あゆみ苑

施設設置	社会福祉法人 大龍会
運営主体	社会福祉法人 大龍会
施設規模	昭和31年8月1日開設 改築工事…平成22年10月～平成23年8月 鉄筋コンクリート造り 3階建て(保育園併設) 1F…事務室・相談室・宿直室・緊急一時保護室・修養室・學習室 キッズルーム・洗濯室 2F・3F…母子室・喫煙室
定員	20世帯 緊急一時保護世帯1世帯
居室間取り	1K 14部屋 2K 6部屋
職員数	施設長1、母子支援員3、少年指導員2、被虐児個別対応職員1、特別生活指導員1、調理員1、嘱託医1
併設事業	保育園 緊急一時保護
年間行事	母の会…月に1回実施しています。母子ともに食事を提供しており、利用者・職員間の懇談の場となっています。9割程度の利用者出席があり、好評を得ています。 母子レク…年に3回実施しています。東京ディズニーランドなど、幅広い年齢層が参加できるように配慮しています。 その他、各種季節行事を実施しています。
施設の特色	<ul style="list-style-type: none"> * 就労に力点を置いた支援が展開されています。転職希望者の相談や資格取得の支援など、個別の就労ニーズにあわせたサービスがあります。 * 生活品のみでなく、児童のニーズに即したDVD・ゲーム機・卓球台・パソコンなど幅広く貸し出しています。 * 学習会は週3回実施しています。職員が個別に対応して、学習力の向上を図っています。 * 定期的に居室の安全・清掃状況を点検しています。清掃支援の必要な世帯の把握と共に、居室の維持ができることにより転居時のストレスの軽減にもなっています。 * 施設内の電灯は概ねLEDを使用しています。オール電化システムと併せ、ランニングコストを意識した設計となっています。

最寄駅から徒歩7分。商店街がそばにあり、生活に便利です。また、寺院境内にあり、静かで、緑豊かです。

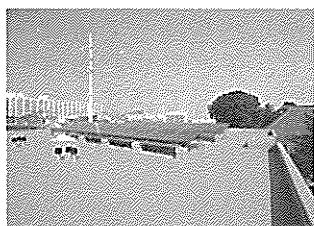


學習室・キッズルーム・修養室:それぞれのスペースの戸・襖などは取り外し可能となっており、学習などの日常的な使用から行事等様々な用途に対応できます。修養室はミニキッチンがあり、子どもが昼食を作る際等に使用されます。



利用者の生活費の負担軽減とオール電化システム:

オール電化システムが居室部分にも導入されています。そのシステムの特性上、ガス料金が発生せず、温水も電気で一括製造されており、温水以外の水道使用料を含め施設が負担しています(各戸に水道メーターを設置、使い過ぎを防いでいます)。また、屋上には太陽光パネルが設置され、好天時は売電収入を得ています。



サンライズ武藏野は、平成22年から3年の工期をかけ、施設移転をせずに定員を半分(20世帯から10世帯)にし、改築を行いました。平成25年の2月に竣工しました。

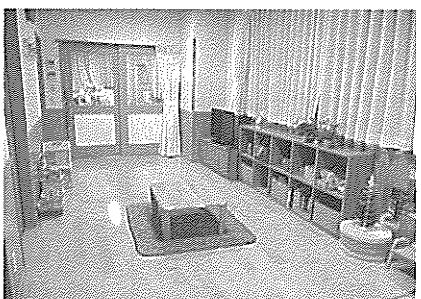
サンライズ武藏野

運営設置	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
運営主体	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
施設規模	昭和10年10月開設 鉄筋コンクリート造り4階建て 1F…事務室、補助保育室、心理相談室、宿直室、警備員室 2F…緊急一時保護室、集会室、学習室、面接室 3F…母子室、多目的室 4F…母子室、屋上
定員	20世帯 緊急一時保護1世帯
居室間取り	1DK 15部屋 2DK 5部屋(内バリアフリー対応1部屋)31m ² ~41m ²
職員数	施設長1、母子支援員3、少年指導員2、生活支援員(調理員等)1、非常勤母子支援員4(特別生活指導員2、自立支援員1、被虐待児個別対応職員1)、非常勤心理相談員2、嘱託医1
併設事業	保育園 電話相談 緊急一時保護
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> *利用者の立場に立ってサービスを提供します。 *利用者のための質の高いサービスを提供します。 *笑顔と挨拶と礼儀を大切にします。 *透明で開かれた施設を目指します。 *健全な施設運営を目指します。
施設の特色	<ul style="list-style-type: none"> *改築では生活音が漏れ過ぎないよう配慮し、お互いに思いやりをもてる生活空間としました。 *全室エアコン、LED照明、スプリンクラーを設置し、安全、快適な設備を整えました。 *長い歴史の中で、地域との交流を進めてきました。町会との合同防災訓練の他、バザー、もちろん地域の方からも好評を得ています。 *屋上は開放し、物干し・布団干しを使用できます。 *母親と職員との情報交換の場である「母の会」を、年6回行っています。 *サークル活動として、ピアノ、書道を行っています。母親も参加しています。毎年参加希望を取り、お試し期間も設けています。 *小学生以上を対象に学習会を行っています。 *誕生日には母子ともに職員の手作りカードにメッセージを添えて、渡しています。 *近隣施設とドッジボール大会の練習やレクリエーション等で交流を図るなど合同で行事を行っています。 *建物の内装に木材を多用し、温かな雰囲気にしています。



駅に近い閑静な住宅街にあります。交通の便もよく、通勤・通学にも最適です。また、保育園に隣接しており、近隣に区立小学校、中学校があるため、地域による子どもの見守りの目も温かく落ち着いた生活を送ることができます。

改築後、緊急一時保護事業を開始しました。



補助保育室

サークル活動では、ボランティアの講師を招いて、それぞれ月2回程の活動を行っています。

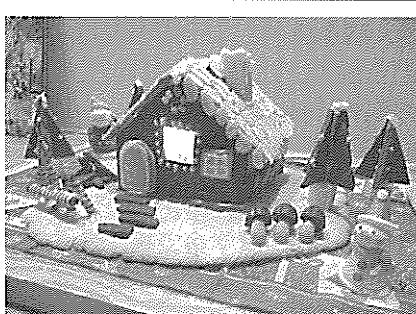


学習室

一人一人の空間が持てるよう、仕切りのある机で学習が出来ます。



居室



お菓子の家やカップケーキなど、季節に合った飾りを作ります。

「アフターケアに関するアンケート」調査結果について

母子福祉部会の、平成 25 年度の活動テーマは「施設機能を強化し、母子生活支援施設としての社会的養護をめざす」です。制度施策委員会では、施設のアフターケアの最近の実施状況を調査しました。

母子生活支援施設は、母子の保護、自立の促進の支援とともに、退所者の相談その他の援助を行う施設ですが、国の指針では具体的な内容、範囲及び期間などは示されていません。

この度、33 施設の回答をもとに、次のとおり取りまとめを行いました。その結果、各施設で多岐にわたりアフターケアに取り組んでいることがわかりました。

【調査実施】 平成 25 年 10 月 都内の 36 施設を対象 33 施設から回答あり

項目	実施数	実施内容	対象・費用
①相談（生活や子育て）	33 (100%)	○すべての施設で実施。 ○相談方法は、電話、来所、家庭訪問、手紙により相談を受けている。 ○相談内容は生活全般にわたる。	○対象は「制限なし」がほとんどであるが、都内の世帯に限る施設もある。 ○期間は「期限なし」が多いが、期間を区切る施設もある。 ○費用はほとんどが施設負担である。
②関係機関等への同行	23 (70%)	○23 施設で実施。 ○同行先は役所等が 11 施設。その他、病院、学校、入国管理事務所、警察署、大使館、ハローワーク、銀行、不動産、乳児院面会、児童相談所、子ども家庭支援センターである。	○対象は「制限なし」が 19 施設であるが、児童のみの施設もある。 ○期間は退所後 6か月までとする施設もある。 ○費用はほとんどが施設負担である。
③乳幼児保育	11 (33%)	○11 施設で実施。 ○理由は、母親の残業、母子の体調不良、行事や年末年始等である。	○対象は「制限なし」がほとんどである。 ○期間は「期限なし」が多い。 ○費用は一部利用者負担の施設もある。
④学童保育	24 (73%)	○24 施設で実施。 ○利用者の希望や必要に応じ、学校の長期休業中の受け入れも行う。 ○実施内容は、在所児と同様に遊びや学習、おやつの提供等である。	○対象は「制限なし」が大半であるが、小学生、18 歳未満までの施設もある。 ○期間は「期限なし」が多い。 ○費用は 19 施設が施設負担である。
⑤学習支援	26 (79%)	○26 施設で実施。 ○個別のニーズへの対応(13 施設)のほか学習会への参加、学習ボランティアの活用、学習室開放がある。 ○宿題、試験、受験の勉強が多い。	○対象は「制限なし」が 7 施設であるが、通える児童や、学年に制限を設ける施設もある。 ○期間は「期限なし」が 9 施設、6 か月までと限定している施設がある。 ○費用はすべて施設負担である。
⑥施設行事への招待	33 (100%)	○すべての施設で実施。 ○夏祭り・納涼会、キャンプ、もちつき、クリスマス、学童行事、退所者の集い、母子遠足等、規模の大きな行事への招待が多い。	○対象は「制限なし」がほとんどである。 ○期間は「期限なし」が 8 施設、半数以上が 2 年・3 年以内と期限を設けている。 ○費用はほとんどが施設負担である。
⑦その他	—	○関係機関の会議・情報提供、カウンセリング、都営住宅募集等支援、年賀状・施設便り、ショートステイ、退所時引越し支援、不登校児支援、子ども会参加、日本語教室参加、就学金支援、SOS カード、行事参観など。	○対象は「制限なし」がほとんどである。 ○期間は「期限なし」がほとんどであるが、年賀状 3 年、日本語教室 2 年、カウンセリング半年と期限を設けている施設がある。 ○費用はほとんどが施設負担である。

「アフターケアに関するアンケート調査」事例・エピソード集

今回の調査では、各施設が実施するアフターケアで「効果の出ている具体的な事例、エピソード」をお聞きしました。数多くの貴重な事例を挙げていただき、ありがとうございました。全文の紹介はできませんが、事例の要旨を紹介します。各施設の参考にしていただければ幸いです。

1 相談関係

【生活相談・金銭管理】

- 母が自殺未遂、虐待、養育を電話相談。家庭訪問により自殺防止と児童相談所につなぐ。
- 退所1か月後に自宅訪問。就労、生活相談に加え、経済、養育、体調管理の相談、支援を継続。
- 地域生活に不安のある母子に家庭訪問を継続。就労、家計管理、家事、子の体調などを確認し、生活面で課題のある母の行動を促す。精神疾患のある母は保健センターにつなぐ。
- 金銭管理を要した母子が、退所後に貯金を使い果たし生活保護を受給。母はティケア機関で金銭管理を実施し、子(小学生)の小遣い管理は福祉事務所から施設に依頼があり管理している。
- 遠方の退所者に電話連絡を継続する。雑談を通じ情報提供、子どもの成長や生活状況を把握。母のリフレッシュともなっている。何年もつながりが続いている。
- 退所後2か月を目安に家庭訪問し、生活状況を確認する。
- 勉強、友達付き合いの苦手な子が、退所後も就職の相談や近況報告に来て笑顔で帰る。
- 人付き合いの苦手な母からの電話相談に対応し、話を丁寧に聞いて地域の支援を紹介した。
- 退所した子の進学・就職の際の引越しを、母が段取りすることが難しく、子から相談を受けた。子に引越しの手順を教え、残る母への心配も含め、旅立ちへの安心感を与えた。

【入院時相談】

- 外国育ちの母子で、母が交通事故で入院。成人した子が施設に相談し、入院手続き、当座の資金や保険会社とのやり取りなどを支援した。
- 知的障害の母と子に対し、母の入院時に職員が諸手続きを行い、現在、障害基礎年金受給に向けて支援中である。
- 退所後5年が経過し、年賀状等の送付のみになっていたが、入院時の同行支援など、必要なサポートができる関係性を維持できた。

【登校支援】

- 転校した小学校に馴染めず不登校になったが、職員が母に働きかけ、元の学校に戻り、元気に通学できるようになった。

【心理相談等】

- 退所後の就労継続や子どもの不登校が懸念され、子どもの体調不良を契機に外出不能状態になっていたが、関係機関と連携しつつ、施設心理士が子どもたちに働きかけを行い、状況改善を促している。

2 関係機関等への同行

- 親子関係に行き詰った母から来所相談。職員が居住地の自治体職員に連絡し、双方の職員で家庭訪問を行う。親しみ慣れた職員が同席し、母は悩みを素直に子ども家庭支援センターに相談できた。

3 乳幼児保育

- 母が介護福祉士の資格をめざすにあたり、6時～20時の長時間保育や病児・病後児・休日等の保育を実施。資格取得後も相談継続中。子育てしながら働ける職場に就職できた。
- 介護福祉士の学校に通う母の実習時に、保育園の迎えや休日、遅番時も含め保育・食事提供を行った。資格取得後介護施設に就職し、さらに新たな資格取得のために勉強中。
- 子の病気時、頼り手がない母が長く休めず、病後時に数日間預かり、母は仕事が継続できた。

4 学童保育（子どもの居場所の提供）

- 学校の長期の休み期間中、遊びに来た退所児も、在所児と同じようにレクリエーションや学習などに参加している。
- 学童の居場所の提供を通して、退所直後の子どもの不安定な生活を精神的に支えた。
- 退所後不登校になった子どもに施設が安心できる居場所を提供して支え続け、地域の教育相談、

支援学級などを活用し、不登校の解消や行事参加ができるようになった。

- 地域の小学校に通学する子どもの登校に付き添い、下校後は施設で学習等の支援や母親の残業時は夕食の提供を行った。今では一人で留守番ができるようになった。

5 学習支援（小・中・高校の順）

- 音読が苦手な小学生の指導に、施設が声をかけ、母（外国籍）、学校と協議を重ね、退職教諭のボランティアを見つけ依頼した。
- 発達に遅れがある児童を学童保育に受け入れる。保育中以外にも、特別に1年間毎日学習指導をし、学力が向上した。
- 中学生のテスト勉強の指導により、成績向上につながった。
- 中学校3年間、定期試験の1週間前に来所し、職員が勉強を指導し高校に進学できた。
- 中学生と高校生の仲良し女子が、学習ボランティアが来る日に施設で勉強。普通科高校に合格でき成績優秀である。
- 高校生から母の体調、勉強、進路、大学入試等の相談あり職員全員で支援し大学に合格した。
- 進学指導を継続し高校に合格する。行事参加の高校3年生に大学受験を指導。希望大学に合格。
- 学習ボランティアが定期的に来所している。学習計画の立て方、定期テスト対策、苦手科目の克服、高校の専門科目等を指導し、子どもの意欲・成績がアップした。
- 中・高生に受験・試験対策。学力向上のほか、子の状況確認、居場所づくりの効果あり。
- 母の高校卒業資格認定試験を支援し、合格した。

6 施設行事への招待

- 退所者の集いで久しぶりに来所した世帯の状況が把握できた。退所者同士の再会もサポートのひとつになった。
- 行事参加により、親子の成長ぶりや近況等を確認することができた。
- 退所後も子が夏休みキャンプに参加でき、親子ともに大変喜ばれた。
- 退所した中・高校生が、施設行事にスタッフやボランティアとして参加した。自己の施設生活の意味を語る場となり、母親・元職員も含め同窓会のようである。
- 行事や退所者の集いの案内により、不参加でも近況を電話やハガキで把握できた。母の就労や子の成長などを知ることが退所者にも職員にも励みになった。

7 その他

- 退所後に都営住宅の審査対象になった。日本語の理解が難しいため、職員が転居先を訪問し、現住居の環境劣悪を本人に代わって伝え、住宅入居が決まる。
- フードバンクの活用により、退所世帯に声をかけやすくなかった。

編 集 後 記

母子生活支援施設は、現在の利用者だけでなく、退所した方々の相談やその他の援助も目的としています。「ほほえみ」のアンケートでは、各施設のアフターケアの実際をお聞きしました。各施設の参考になればと思います。

今回は、東京都ひとり親福祉係砂田係長、元母子福祉部会長の坂本氏にご協力を頂きました。また、施設紹介では2施設を掲載しています。あゆみ苑、サンライズ武蔵野の施設長はじめ職員のみなさまに、この場を借りてお礼を申し上げます。

関係機関の皆様と共に、それぞれの施設が利用者にとってより良い支援が出来るようになっていきたいものです。

編 集 制度施策委員会

宇波 久美	土屋 哲則	中村 欣三	菊地 正憲
高井 弘也	溝口 猛	池田 康子	木幡万起子
高儀寿美子	石井 寛子	川島実由季	藤永えつ子